

3月11日 総務教育常任委員会 会議録

- 日時・場所 令和8年3月11日(水) 午前09時01分～午後00時14分 第1委員会室
- 出席議員 齊尾智弘、永田恭彦、中井宏衛、河本文哉、秋山修、長谷川昭二
前田栄治
- 欠席議員 なし
- 他の出席を
求めた議員 なし
- 執行部職員等 小澤総務課長、前田町民課長、松本教育総務課長、前田健康推進課長
- 議会事務局 手嶋局長、宇山主事

〈会議に付した案件及び経過と結果〉

1 開会 (09:01)

○永田副委員長

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達していますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

なお、発言の際は、マイクのスイッチをオンにし、赤いランプがついていることを確認し、それから、マイクのほうを口元に向けていただいて発言をいただきますようお願いいたします。

それでは、委員長挨拶。

2 委員長あいさつ

○齊尾委員長

皆さん、おはようございます。まだまだ朝晩寒いですが、体調管理をしっかりしていただいて、定例会を乗り切っていただきたいと存じます。

昨日、中学校の卒業式がありました。その式に出席しておりまして、りりしい、未来を担っていただく生徒さんを拝見させていただきましたけども、将来的に北栄町を担っていただく人材だなと思いながら見させていただきましたけども、北栄町自体が選んでいただけるような、そういう町になるように、皆さんでいろいろ議論をお願いしたいなと思っております。

3 所管事務調査について

○齊尾委員長

それでは、日程に従いまして、3番の所管事務調査に入ります。

事前に、前田委員のほうから通告がございましたので、順次質問をお願いしたいと思います。

○前田委員

すみません、ちょっと説明をいただけますか。

○齊尾委員長

じゃあ、先に説明をお願いいたします。

○松本教育総務課長

調査内容につきましては、令和8年度における小・中学校の運営方針等についての教育長の考え方ということと、令和7年度に各小・中学校のPTAから出されている要望書の回答の内容についてということでございましたので、それぞれ資料の提出をさせていただきます。

要望書等については、また、御覧になっているということで、御質問いただければと思います。

もう一つ、令和8年度北栄町教育推進方針という資料のほうを御覧ください。こち

らにつきましては、調査依頼がありましてから、教育長のほうが作成された資料でございます。ですので、事務方が作ったものではありません。というところを念頭に置いていただいているということで、改めて全部は説明いたしません、基本的な考え方については、冒頭に書いてある基本的な考え方の理念についてが、教育長が考えておられる、来年度といいますか、今の教育委員会の中での方針というところでの考え方を記載されております。小・中学校に対しての運営ということでしたけども、教育長の考え方といたしましては、基本的な考え方の中にもありますが、学びについては、学校だけではなくて、地域や家庭でも、そこが連携してやるものというふうにしてもらいますので、そういった意味合いで、こちらにつきましては、教育委員会の中の教育総務課、生涯学習課、それぞれの予算の範囲を含めたところでの事業の考え方について簡潔に記載されているというふうにお考えいただければと思っております。

ひとまず資料についての説明は以上になります。

○齊尾委員長

今、報告がありましたけども……。

○松本教育総務課長

すいません、もう1個、もう1点、追加をお願いします。

○齊尾委員長

松本課長。

○松本教育総務課長

すいません、追加で説明させてください。もう1点、令和8年度北栄町教育推進方針のほうに記載はないんですが、昨日、ちょっとやっとなお皆さんにお話しできるような状況ができたものが1点ありますので、報告させていただきます。

当初予算には直接には影響はないことにはなりますが、令和7年度、今年度ですね、市町村の教育長の代表者によるワーキンググループを県が開催しておりました。その中に本町の笠見教育長も参加していたわけですけども、その中で、小学校の低学年、1年生になるんですが、1年生におけるさらなる手厚い指導、現在30人学級を行っておりますが、さらなる手厚い指導についての研究を進めていってはどうかというようなワーキンググループの中で御意見があって、まとまったところがございます。

それに伴いまして、令和8年度にそういった研究を進めていこうということになったわけですけども、その令和8年度の研究対象校として、大栄小学校が選定されております。ここにつきましては、このタイミングになったのは、ちょっと先生の確保等が発注できるかどうかというようなこともありましたので、このタイミングになってしまったところですが、町での予算措置というのではなく、県での職員の配置ということでの県費での負担という形になります。これによりまして、大栄小学校、来年度の通常学級の児童につきましては、53人なんです、本来であれば、基準どおりにいきますと、30人学級であれば2クラスなんです、その手厚い指導についての研究を進めることということで、来年度については3クラスの編成にさせていただきたいというふうに考えているところです。こちらにつきましては、学校施設の場所ですね、クラスの場所につきましても確保ができるというようなところで、大栄小学校とは内々には話はしてきたところですけども、そういったところも含めて進めさせていただきたいと思っております。また、保護者さんにつきましては、入学時等にはなりますけども、学校のほうから改めてこのことについての説明をしていただこうというふうに考えているところです。以上でございます。

○齊尾委員長

ただいま報告をしていただきました。

これにつきまして、質疑をお願いいたします。

前田委員。

○前田委員

教育長の考え方をちょっとお聞きしたかったので、お聞きいたしますけども、後に

しようかな思ったですけど、先ほど説明がありましたので、大栄小学校の1年生の件の説明がありましたので、まずそこに絡めてですけども、新たな、結局、ずっと教育長も何年もなられてきまして、大体分かれたと思うんですけども、強化したいこととか、新たにこういうことに今年度取り組みたいんだと、今の大栄小学校のことはお聞きしましたけども、それ以外で、何か今年力を入れたいとか、先ほど地域とか家庭っていうのもありましたけども、何かあればお聞きしたいなと思います。

○斉尾委員長

松本課長。

○松本教育総務課長

改めまして、資料のほうを見ていただければ、ある程度分かるのかなというふうに思いますけども、何かすごく目新しいことをする、例えば学習に対してやっていくというような計画はございません。これまでのことをしっかりとやっていくということになっていくと思います。

ただ、そういった中で、やはり不登校対策や問題行動対策を進めるだとか、そういったこと、そういうところではしっかりやっていかないといけないのかなというふうには思っております。なので、そういったところで、スクールソーシャルワーカーを引き続き配置したりですとか、学校教育支援センターを2校設置というのを継続していったりですとか、あと、教育ソフトのほうを本格導入させていただきます。その教育ソフトの導入等によって、最初のアセスメント、要するに、児童生徒が今どのような行動を行っているかという見取りの部分をしっかりやっていけるようなことができないかというふうに考えているところです。これまでもしてきてないわけではないんですが、各先生の力量であったりですとか、やはりどうしても特別支援学級というようなところでの支援計画の作成ということになりますので、そういったところだけではなく、そういったソフトを使うことによって、もうちょっと幅広にそういったことが行えないかなというふうなことは進めていきたいというふうに考えているところです。以上でございます。

○斉尾委員長

前田委員。

○前田委員

ありがとうございます。おむつのことだとか、こども誰でも通園制度だとか、新たな、今もう説明を受けとること以外のことがちょっとお聞きしたかったんで聞いたんですけども、やっぱり、もう僕が言うのも——何年も教育長になっとられるので、よく昔あったみたいに、そろそろ自分が教育長の間は、例えば英語に力入れていくんだよとか、数学に力入れていくんだよとかってというような色がそろそろ見えてもいいのかなと思うんですけど、そういう色は今の教育長は——教育長、議会の答弁でも言っとられましたけど、自分は古い人間で変化を好まないんだって言って、えらいこと言うなと思いましたけど、そういうこと言っとられましたけど、何か教育が見えてこないというか、北栄町の教育はどういうところに力入れていくんだよというのがちょっと見えないもんですから、その辺も含めて、今後、教育長の方針ですから、我々が認めとる教育長の方針ですから、それに逆らうことはないんですけど、ちょっと、そろそろ色が出てもいいのかなって思います。何でも国とか県とかがしてきたことをそのまま受けるんじゃないくて、自らが何かこういうこと、子どもたちのために、今後を担っていく、将来を担っていく小・中学、こども園の子も含めて、こういうふうに育てていきたいんだよ、こういうふうに未来を見てんだよというのをちょっと見たいなと。よく一般質問でやりよりましたけど、議長でできないもんですから、ちょっとそこら辺を、あれば、あればですけど、教えてもらえたら。

○斉尾委員長

松本課長。

○松本教育総務課長

私がどう見れてるかというような部分にもなってくるのかなというふうには思っていますが、そのお答えにしかならないんですが、基本的な考え方でもあるように、教育長のほうと接しておりましたと思うのは、やはりその3番目にあるような幼小中を通じた連携、こういったところというのは、これまでも取り組んできてなかったわけではないんですけども、そういったところをさらに進めたいですとか、やはりコミュニティ・スクールとの、学校と地域の関わりをもっとしっかりやっていきたいですとか、やはり何かそういった、これまで、何か新しいものではないですけども、そういったところを改めてしっかりやっていきたい。そういったところによって、子どもたちがしっかり学べる環境を整えていきたいというような考え方でやっつけられるんじゃないかなというふうには、私のほうは感じながら、業務を進めているところでございます。以上でございます。

○斉尾委員長

前田委員。

○前田委員

最後にします。ということは、学力向上は、当然せないけんですけれど、学力向上は最重要課題ではなくて、そうやって、家庭、地域とかと一緒にやってこういういろんなことをして行って、人間を育てていくみたいなほうを重視しとんるかなというところだと捉えたらいいんでしょうか。

○斉尾委員長

松本課長。

○松本教育総務課長

そのように捉えていただいたらいいのかなと思ってます。本当にそのことも、3番目の先ほど連携のほうをお話ししましたけど、冒頭に、短期的な数値に一喜一憂することなくというふうに書かれております。やはり、そういった、例えば全国学力状況調査の得点がよかった、悪かったというようなことは出てくるやもしれませんが、やはりそういうことってというのは、そこそこの学年といいますか、年代によって変わってくるものでもありますし、というようなところで一喜一憂するというよりも、各学年で、各学年各世代における課題、それぞれの課題がありますので、そこに対してしっかり取り組める環境をつくっていく、しっかり取り組んでいくというのが、教育長の方針なのかなというふうには捉えているところです。以上でございます。

○前田委員

ごめんなさい、最後と言ったけど、1つだけ。質問じゃないかもしれないですけど。

○斉尾委員長

前田委員。

○前田委員

確かに言われるように、今の教育長になられてからなのか、前の教育長のときからの継続で来ていることなのか分かんないですけど、挨拶とか、昨日中学校のね、松本教育総務課長も一緒に体育館におったとき、3年生が大きな声で挨拶して、構われているのか、本当に挨拶しとるのか、それは置いて、明るく大きな声で挨拶してくれたりとかね、そういうこともありますし、結構子どもたちが地域の人たちと気軽に話ししとるような姿を最近よく見るなというのを思ってたんで、それもまたいいことだなと思ってますんで、継続していろいろやってくださいと言っってください。以上です。

○斉尾委員長

これを機会に、ほかの委員さんのほうでも教育総務課長にお聞きになりたいことがございましたら、お願いいたします。

永田委員。

○永田副委員長

少しお伺いしてみたいのは、部活動の地域への委託といいますか、移行等、報道でも、拡大をしていこうかということですが、こちら、北栄町については、その辺のあたりの方針とか計画とか、いかがなものでしょうか。

○齊尾委員長

松本課長。

○松本教育総務課長

計画のほうについては、作りかけては結局つくれずというような状況があります。令和7年度につきましては、進めなかった一つの理由は、国のほうが方針のほうを改めて検討、報道等でも皆さん御存じのとおりで、改めての検討をしていたところもありましたので、そういったところをちょっと見据えていたというような現状でございます。

現状、感じているのは、なかなか北栄町という場所、鳥取県の中部という場所で、国が示すような部活動の展開というような、部活動を民間活動への展開というようなことが、じゃあ本当に可能なのかどうかというのは、もう少し見てみないと分からないなというところもあります。先日、南部町さんのほうが、完全に吹奏楽部以外は取り組むんだというような報道もありましたけども、そういったところも参考にさせていただきながら今後進めていかないといけないのかなというところもあります。

また、やはり地域への展開を進めれば、保護者の負担というのが増えていくと思っています。やはりこれまで学校活動の一環ということで、町が費用を負担したりですとかということはかなり出てきていますが、これが地域へ、民間へ展開していけば、もちろん保護者負担というのが増えていきます。そうしたときにどこまで保護者負担がいいのか、例えば、あともう少し言えば、その活動場所への移動の手段ってどうするのか、活動の時間をどうするのか、指導者はどうするのか、様々な部分があるのかなというふうには思っています。

ということと、今の北栄町の現状を考えると、性急な部活動の地域展開というのはなかなか難しいのかなという、それを性急にすると、放課後の生徒たちの活動の場ってというのがすごく縮小していつちゃうんじゃないかなということに危惧しているところでございます。以上です。

○齊尾委員長

よろしいですか。

○永田副委員長

はい。

○齊尾委員長

ほかにございますか。

秋山委員。

○秋山委員

今、教育長が書いた北栄町教育推進方針の1ページ目の基本的な考え方、さっきもちょっと出たんですけども、その真ん中、3番目の段落の最初のほうに、短期的な数値に一喜一憂することなくというのが出てたんですけども、なら、逆に、継続的に数値を拾って、長い目で物事を判断するような項目、推進項目、そういうものがあれば教えていただきたいんですが。

○齊尾委員長

松本課長。

○松本教育総務課長

そのことにつきましては、やはり全国学力状況調査なども、これまでの結果等々もありますので、そういったところについては見据えながらやっていくんだろうというふうには、やっとなければならないんだろうというふうには考えています。ただ、その短期的な数値に一喜一憂することなくという部分に関しましては、それぞれの検査

があるんですが、その検査の結果を踏まえて、その検査を受けた児童生徒に対してどういふふうな改善の事業を行う、どういふふうな取組を行うことで、その検査を受けた児童生徒の学力なり生活力っていうのを底上げしてやるかということの検討を進めての、そこでの直接的な取組につなげていくということは必要だと思ってます。なので、長期的な部分に関しましては、そういった部分も含めて、また考えていくところは必要なのかなというふうには思っているところです。以上です。

○斉尾委員長

秋山委員。

○秋山委員

とすると、この短期的な数値に一喜一憂することなくってというのは、そういう短期的な数字がどうのこうのじゃなく、そういう項目についても、長い目で見て、今どういう位置にあるだとか、どういう方向に持っていくということも十分考えていかにやいけんというようなことを指してるように私は受け止めているんですけども、具体的なそういう項目っていうのはあるんですか。

○斉尾委員長

松本課長。

○松本教育総務課長

すいません、もう一度御質問お願いします。

○秋山委員

例えば、短期的な数値で、例えばその学力調査の点数がいいだとか悪いだとかを短期的に一喜一憂することなくということを抑えると、逆に言えば、そういう数値も、学力のその数値も、5年とか10年、5年とかなんとかの長い期間で物を見ていかないけん、今、教育方針としてこういう段階にあるから、少し低迷してるけども、3年後、5年後はこういう方向に持っていきたいというような数値の見方をするという意味合いに捉えていいかと聞いているんですけど。

○斉尾委員長

松本課長。

○松本教育総務課長

例えば全国学調などのような調査につきましては、単発的な、一定の学年しか行っておりませんが、毎年受けるような検査もさせていただいておりますので、学年での状況を追ったりすることは可能ですし、実際には今、そういった数字を見たりもしていますし、そういった中でどういふふうに動いているのかということもあります。また、やはりその幼小中を通じた、連続した育ちの中というところでの部分がやはり重要でして、北栄町は、大きなメリットとして、教育総務課の中に、妊娠時から中学生までについて業務を担わせていただいておりますので、そういったこども園から中学校卒業してまでの連続した情報の伝達ですとか、そういったところの引継ぎですとか、そういったところをきちんとして、改めてそこはもう一度やっていくというようなところを重点にやっていくというのが、長期的な考え方というふうになってるというふうに考えています。以上です。

○斉尾委員長

秋山委員。

○秋山委員

最後ですけども、そうすると、例えば、今年こども園を卒業する子どもたちが、小学校、中学校に上がっていく流れの中で、その年度とか、ここまでのデータを持つかどうかは別にして、そういうもののデータだとかを、ずっと、記録だとか、継続して、どこか、学校が管理するのか、教育委員会で管理するのか、そういうような仕組みというのがあるんですか。そういう仕組みが必要だというようなことはないんですかね。

○斉尾委員長

松本課長。

○松本教育総務課長

データという部分についていえば、どういうふうにするかというところがちょっと課題かなというふうには考えております。ただ、個別の様子等については、引き継いでいくことはできていると思いますし、今現在もこども園から小学校、小学校から中学校への引継ぎというものは行っております。ただ、そこがもう少し連綿とつながっていくようなことが考えられないかなということは課題感として今持っているところでございます。

○秋山委員

いいです。

○斉尾委員長

よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

前田委員。

○前田委員

ごめんなさい、一つ言い忘れてました。そうすると、学力向上よりも人間性をちゅう話で、学力向上はしてもらわないけんので、あれですけど、それはちょっと1つだけ。一つ、今日聞こうと思った、メディアコントロールをよく紙で出されるんですけど、結局、メディアコントロールの紙を出されとるだけで、把握をしとられんというか、追跡をしとられないというか、例えばメディアコントロール、目標を決めますよね。1日3時間ゲームならゲーム、そういうのを出すんですけど、その後、追跡等も何にもそれに対してないもんですから、何かあれを出す意味は、やっぱりメディアコントロールは当然家庭がせないけんことなんですけど、学校としてももう少し、何か保護者に対してやっていかないと、先ほどの、家庭、地域、あと学力向上、やっぱりその部分もしっかりしてほしいなと思います。何か、当たり前のように紙だけ流されて、その後何も無い、学校側からも何も無い、これ、何か、何のために出しとるか、メディアコントロールに対して少し教えてもらっていいか。

○斉尾委員長

松本課長。

○松本教育総務課長

メディアコントロールの意識、一つ大きな目的というのは、家庭でのそういった取組ですね、取組のきっかけづくりだと思っております。なので、それが終わったからで終わってしまうというのも残念だなというところもありますけど、ただ、やはり、個々人によればそれが生活の中で負担になってくる場合もあつたりはしますので、そういったところでの、こういったことをしたらどうなるか、どういうふうな生活になるのかというのを体感してもらうようなきっかけかなというふうには思っておりますので、そういった意味合いで、追跡というようなところまでは考えてないところで。こういった状況だったかというのは、もちろん、まとめた資料というのは作っておりますが、ただ、私が今、課長になってから、担当のほうとも話しさせてもらっているのは、メディアコントロールといっても、今、いろんなメディアがありますんで、それをどういうふうにするか、単純に、以前であれば、始まった頃であれば、テレビを見る時間を少なくしましょうね、ゲーム時間を少なくしましょうねで済んだんですけど、やはりそういったことではないんじゃないのというふうなところの話、議論というのは、今進めているところで、少しずつ取組のやり方というのを変えていってもらっている。要するに、何々をしないではなくて、何々をする、何々をすることによって、そのメディアの時間というのは減る。一日の時間、家庭にいる時間というのは決まってくるので、そこでメディアの時間が増えるということは、睡眠時間が減ることになります。ですので、単純にいけば、睡眠時間をきちんと8時間なり10時間取れば、あとの活動の時間は決まってくるので、その中でできるのはどこか、例えば

そういったこと取組だとか、そういったこと考え方の変化っていうのも必要なんじゃないかなというふうなところの話で、現在、話し合いながら進めているところです。以上です。

○前田委員

分かりました。

○斉尾委員長

よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

河本委員。

○河本委員

では、新設されるということも家庭センターというのが、ちょっとよく分からないところなので、イメージをちょっと、実際、保護者の方が使われると思うんですけども、こういったお悩みないですかみたいな、もうちょっと周知というか、来てみて、お越しくださいみたいなのをしたほうがいいのかかなんて思うんですけども、どういう機能があって、どういう人を対象に、こんな問題を解決しますみたいなのを何かいただけると。

○斉尾委員長

松本課長。

○松本教育総務課長

こども家庭センターを設置しますが、ある意味、大きく変わるというものではないと思っております。なぜかといいますと、北栄町の場合、ネウボラがあります。ですので、母子保健機能の部分については、以前より体制として、こども家庭センターと同じように、取っている部分があると思っております。プラス、児童福祉部分についていうと、北栄町のネウボラの中には、今、社会福祉士がいて、要対協等の担当もしております。そういった面でいうと、こども家庭センターで必要とされるような機能というのをもう既にやっています。ただ、そこにプラス名称というようなところもありますし、あとは、これから大きく変わる部分からいうと、そういった特定のケースについて、きちんと定められたプランをつくっていくというようなことで、そのプランに従った支援を行っていくというようなことが必要になってくるというようなところが大きく違うところかなというふうには思っています。

ですので、改めてその相談についてのPR云々というところはあまり考えていませんが、ただ、おむつプロジェクトの未入園児に対してのおむつの配布ということについては、御説明させていただいたとおりで、見守りという面があります。やはり一番大きくその相談部分で変わってくるのは、そこだと思っております。これまで、相談に来られるのを待ってたり、待ってる状態だったり、子育て支援センターに来られる方については様子を見たりということもあるんですが、やはりそういった場に来られない方っていうのはやはり一定数あります。そういった方がどういう状況にあるかということについて、なかなか把握がしにくいというようなところもありましたので、そういったところのきっかけづくりに、おむつの配布を使いたいというふうには考えています。そういった面では、そういった相談機能、要するに、来てくださいねっていう呼びかけではなくて、来てもらう、会ってもらうきっかけをこちらからつくっているというのが、未入園児に対するおむつプロジェクトの大きな意味合いだと思っておりますので、なので、もちろんこども家庭センターができたというようなPRもさせていただきますし、気軽に御相談くださいねというPRもさせていただくんですが、ただ、PRするだけではなくて、こちらから仕掛けるというようなことを今回考えたということでございます。以上でございます。

○斉尾委員長

よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

永田委員。

○永田副委員長

教育方針でなくてもいいというような感じかと思えますんで、ちょっと伺います。おむつのプロジェクトということで、非常に個人的な感想も含めての分なんですけども、とてもいいことだとは思ってはいるものの、若干気になるのが、おむつ、お尻拭きは、どうしてもなくそのメーカーということになるんですけども、自分ところの子どもが小さかったときの覚えで、おむつやお尻拭きが合わないことがたまにありまして、メーカーのほうをうろうろすることが何回かありまして、無償で配布してるものに文句言うなよという意見になりかねないところもあるんで、何かちょっともう少しおむつの種類があったらというような意見も出てこようかと思えます。ただ、そこまでは対応できないんですということにはなるんでしょうけど、メーカー等の選定については、一回決まったからもうこれでということではなく、ちょっと情報収集だけでも、同じような対応ができるようなメーカーがないかとかの情報収集については、あとそれから、利用する、実際におむつを使われる皆さんの御意見のほうも、ある程度吸い上げていただけたらなと思えますが、いかがなものでしょうか。

○斉尾委員長

松本課長。

○松本教育総務課長

まずは契約のほうの期間が終了すれば、もちろん改めてほかに契約できるところがないか、もありますし、やってみての保護者さん等の御意見をいただきながらにはなるかと思えます。選定委員会の中でも、そういった御意見もありましたけども、最終的には、今回、花王さんのメリーズについて、特に、それだとというような、駄目だというような御意見はありませんでした。また、この事業を始めるに当たって、岡山県の和気町さんが同じ事業をされてまして、先進的な場所ということで視察させていただきました。その中でも、アンケート等も見せていただいたり、そういった御意見はなかったのかというのをお聞きさせていただいたんですが、違うメーカーにしてほしいという御意見は1件だけあったそうです。ですけど、給付事業なんでもということ、できないんですって言われたんですけど、じゃあ使われなかったかといわれると、普通に使われたというようなところで、特にそこから先に問題が出てないというようなことはお聞きしながら進めさせていただいてるところです。以上でございます。

○斉尾委員長

よろしいですか。

○永田副委員長

はい。

○斉尾委員長

ほかにごございますでしょうか。

永田委員。

○永田副委員長

すいません、立て続けで申し訳ないです。予算説明のときにもちらっとお話をということで、北条中学校の自転車置場の件ということで、現地のほうも一応ぱっと確認はしまして、やはり自分としても、自転車を置くための、何ですか、車輪止めといえますか、特にあれの数は必要ないんだろうなと、ぱっと見ましても、そこまで要るのかなというのは思ったんですが、自転車小屋の屋根が非常に危ない感じがしたというのはお伝えしたとおりですけども、それ以外に、電灯のあった、電灯が設置してあった残骸といえますか、蛍光灯が設置してある電灯のかさのようなものがぶらんとぶら下がってる状態等々ありまして、破れ窓理論は机上の空論だという話もありますけど、やっぱり見た感じ、荒れてるように見えてしまうとあんまりよろしくないということがあるので、あれはぜひ撤去を、電気のほうは多分通電してないんだろうとは思

うんですけども、あれ電気来てるのかななんていって不安に思われる方もあろうかと思えますし、ぜひちょっとそこは、予算、大きい予算でなくてもできるでしょうし、手当てをお願いしたいなという点です。

あと、同じところなんでついでに、北条中学校の部室棟のガラスということですけども……。

○前田委員

それは後、後で。

○永田副委員長

はい。

○前田委員

私が出してるんで、私も質問したいんで、そこは後なので、今は話をしてない。

○永田副委員長

すいません。じゃあ、そこだけで終了します。

○松本教育総務課長

今のに答えて大丈夫ですか。

○斉尾委員長

松本課長。

○松本教育総務課長

北条中の自転車置場につきましては、承知はしております。毎年予算を要求するに当たって、各学校からの要望についてはお聞かせいただいて、現地で確認をさせていただいて、予算に要求するもの、要求しないものを決めさせていただいております。正直、これまでもですけど、北条中から自転車置場についての案件って上がってきていませんし、実際には上がってきてなかったんですけど、現地見て、実はこの件は事務局から指摘させてもらいました。というところもあって、当初予算には間に合わなかったというのが実態でございます。ですので、もう一度確認させていただいて、今できるところについてはさせていただきます。

あと、車輪止めにつきましては、もしかしたら使っている生徒からは欲しいっていう御意見はあるかもしれません。やはり自転車小屋って、昔をイメージしていただいたらですけど、強い風が吹いたりすると、自転車がドミノ倒しで倒れたりするんですよ。あれが、車輪止めがあることによって倒れなかったりしますんで、あるものがなくなると、生徒からは不満があるかなというふうには思ったりはするところですよ。以上です。

○斉尾委員長

よろしいですか。

○永田副委員長

はい。

○斉尾委員長

ほかにございますでしょうか。

ないようでございますので、3番の所管事務調査について……。

○手嶋局長

いや、違いますよ。今は、教育方針のが一つ区切りがついて、次、要望の件になってるんで、また前田委員から、その要望の件について進めていただかないと、要望の件が全然何も抜けちゃいますけど。

○斉尾委員長

失礼しました。元に戻りまして、要望の件につきまして、前田委員のほうから質疑をお願いいたします。

○前田委員

(資料を)読ませていただきました。前はよく、こういう要望書に、小・中学校から要望が出ると、こういう回答書が議員に配られとったもんですから、ここ数年なか

ったもので、どうなっとなるかなというところも含めて、こういうしっかりしたものを返されとられるということです。その中で、先ほど永田委員からも御指摘あった、中学校の駐輪場の件を先にさせていただきますけども、屋根が、今、もうようにさびさびであれしてると。このこと、昨日ちょっと、課長、先ほどの卒業式で課長にちょっとお聞きしたんですけども、課長というか、役場側のほうからちょっと指摘をさせていただきますということ、ありました。この中に、一番最後に、将来的な補修に当たっては生徒数を考慮しスペースの縮小を検討しますとあります。実際、確かに前に比べたら、今回、先ほど報告受けましたけど、北条小学校に上がる生徒（子ども）が、今年50人割っちゃうということです。将来的な生徒数を考慮というのはもう十分できるんですよ、生まれた子どもから、あと12年先まで大体読めるんで、あそこまで広いスペースは要らんだろうと。だったら、ある程度縮小してしまって、その代わりに今まで徒歩で通ったような子でも自転車で来てもいいということになってますので、何人自転車で通うかは読めないところもあるかもしれないですけど、もう少し縮小して補修等を、予算、縮小した中から補修をしっかりしていただきたいなと思うんですけども、将来の生徒数の考慮ってというのはもうできるんじゃないかと。爆発的に2倍になるよっちゅうことはないから、あったらいいんですけど、なかなかないと思うんで、その辺どうでしょうか。

○齊尾委員長

松本課長。

○松本教育総務課長

ありがとうございます、というか、時系列的なところでいうと、当初予算には間に合わなかったところはあるというのは、先ほどのような流れがあったというところがございます。議員の皆様からも御意見いただいておりますので、安全確認等々も早急にさせていただいて、準備ができれば補正等の検討もさせていただきたいと思えます。以上です。

○齊尾委員長

前田委員。

○前田委員

多分、北条中学校ができてから一切何も構ってないんだらうなと思うぐらい、相当ぼろになってますので、ぜひお願いします。

あと、北条小学校のほうから出ている件で、こっちが、今回出させていただいたものの、非常に気になるところ、スクールバスの件です。大分前からスクールバスの範囲が広がって、我々の頃は歩いていくっていうのが当たり前でも、今はちょっと、暑さだとか距離もですけども、ここに2番の北条島のスクールバス通学希望についてというのが北条小学校の要望であります。さつきヶ丘団地のほうは、改正と言ったらあれだけど、いろいろ考えていただいて乗っ取るけど、北条島のスクールバスですけども、ここに、通学距離3キロを目安にあってあるんですけども、まずこの3キロの目安にあってというのが、いつから3キロっていう目安が持たれてるのかと。いつの時代の3キロなのかっていうのを教えてください。

○齊尾委員長

松本課長。

○松本教育総務課長

いつからというのは、過去を存じてないですけども、合併時からずっと3キロという基準で来てるというふうに理解しています。

○齊尾委員長

前田委員。

○前田委員

合併時も暑かったんですけどね、3キロというと、例えば松本課長は下神ですけども、北条小学校から下神まで直線距離で3キロないんですよ。なのにスクールバ

ス、スクールバスじゃない、路線バスですけども、路線バスだと。ちょっと北条島の子のこと考えると、3キロっていうのは、逆に言うと、下神とほぼ変わらないんじゃないかなというぐらい距離があると思ってるんですけど、3キロを目安っていうのを、やっぱりもうそろそろ見直さないといけんんじゃないかなと思うんです。どうなんですかね。

○斉尾委員長

松本課長。

○松本教育総務課長

教育委員会としましては、一つの目安として3キロというものは、こういった公に会をさせていただくときには、掲げさせていただいてます。ただ、その地域性の実情も踏まえた上でさせていただいておりますので、ですので、さつきヶ丘のスクールバスで通学の部分で、夏季等の部分ですとか、今、松神、下神に対しても夏季部分の路線バス通学の支援ですとか、そういったところはさせていただいておりますので、3キロというのは一つの大きな目安だとは思っていますが、ただ、その地域に応じた実情で不平等にならないような形での判断を現在はさせていただいているのが今の現状だというふうに思ってます。

さらに広げていきたいという部分についてのお気持ちは分かるんですけども、やはり、なかなか、そこについては、ハード面、いろんなソフト面も含めて、本当で進めていくのかということについては、慎重な協議が要るのかなと思います。これについては、やはり短期的な負担が増えるだけではなくて、これは始めれば長期的に継続できるかどうかというのが大きな課題になると思っておりますので、やはりそういったところの継続性ということをどう担保するのかということが大きな課題ではないかなというふうに考えています。以上です。

○斉尾委員長

前田委員。

○前田委員

継続性は、やればできるんですよ。何でかっていうと、子どもは減っていくんですよ。ここにはスクールバスの運転手さんの確保だとか、いろんなことが書いてありますけども、これから子どもがどんどん減って行って、例えばさつきヶ丘の方とか、北条島の方に話を聞くと、朝暑い中歩いて行って、学校でぐったりしちゃって、1年生、2年生ですよ、帰りにまた暑い中帰って行って、宿題とか、それどころじゃないと。実際、そういう声をよう聞いてって、実際、確かにあの距離を1年生、2年生に、3年生もかもしれませんけども、歩いて、本当、日陰もないようなところをずっと歩いて帰るのに、本当で3キロっていう目安で回答しちゃっていいのかなっていうのがあるんです。

先ほども大きな目安って言われましたけど、20年前の大きな目安をずっと改正することもなく来てるってこと自体がちょっと駄目だって僕は思いますよ。この3キロっていう大きな目安を、検討をずっとしてこられてのずっと3キロってやとられるのか、ずっと3キロを押し通していくのか。

また、先ほどスクールバスの話ししましたが、大栄地区は大きなスクールバス2台回して、人をいっぱい乗せれるかもしれませんけど、北条地区はあのちっちゃいバスなんですけど、それでも空気が十分あるかな、ある時間帯もあると思うんです。米里のほうに行くときなんか、空気がありますからね。ただ、曲のほうに行っちゃいますけど、その辺も含めて、ちょっとしっかり、もう少しこの3キロでぼんと返しちゃうんじゃないかって、ちゃんと検討して、この1年、これで返しちゃって、次また1年後考えますわじゃ、やっぱり保護者さんにしても、子どもたちにしても、かわいそうだなと。

私は、合併したときに、大栄地区の、旧大栄地区、旧大栄地区って怒られますね、干目、大栄小学校から距離からしたら3キロどころか2キロもないぐらいですよ、直線

で帰っていきや。なのにスクールバスで、何でですかっていう話をしたことがある。そうすると、当時ですよ、当時は、大栄地区のことが、何にも分かったらんと、大栄地区はアップダウンがあって、陰があって、100メートルも先が見えんようなところがいっぱいあるんだと、そこで何か問題起きたらどうするんだと言われて、そういうもんなんですよでそこは引っ込みましたけど、距離で答えられちゃうと、やっぱり今の保護者さんはなかなか納得してもらえんと思いますよ。なので、少しちょっと柔軟に考えてもらいたいと思います、ということです。

○斉尾委員長

松本課長。

○松本教育総務課長

この課題については、今後も課題として捉えていかないといけないのかなというふうに思っています。ただ、今のスクールバスの状況からいって、余裕があるわけではないということです。ぎりぎりな部分もあったりはするのが正直なところですよ。そういったところで、先ほど児童生徒が減っていくんでというところは言われましたけど、逆に児童生徒が減っていく中で、ハード整備をしましていいのかっていう課題はあると思っております。そういったことも含めてで、継続性をどういうふうに立てるのかということじゃないのかなというふうに思ってます。スクールバスを購入すれば、10年以上は稼働するわけですから、そういったものについてをどういうふうに考えるのか。空いてしまったら、売ってしまうのか、何なのか分かりませんが、そういった計画にするのか、そういったことも含めて検討するということが継続性だというふうに考えてます。以上でございます。

○斉尾委員長

前田委員。

○前田委員

申し訳ないですけど、今の子どもたちに、ハードな事業っていいですけど、正直、スクールバス1台そんなハードな整備じゃないと思いますよ。1億円、2億円かかるのかっていったら、そういう金じゃないでしょう。スクールバス1台1,000万円のもんでしょ。それだったら、逆に言えば、大栄地区に2台大きなスクールバスじゃなくて、1台を北条地区のほうに回して、大栄地区のほうがもしも空いとるっちゃうことなら北条地区のほうに使っとるバスをこっちに回したっていいわけであって、逆に言えば、大栄地区があの大きなバスをずっと回しとるほうが非効率だと思いますよ。燃料も高い、燃費も悪い、ごめんなさい、調べずに言うんですけど、どれだけの人数が乗っとられるか分かりませんが、子どもたちがバス停から降りる姿って、そんなに乗ってるような、大型のバスいっぱいになるほどですよ、乗っとるような感じもない。バス1台整備をっていいですけど、例えば1,000万円の整備して20年使やあね、その間も維持管理かかりますけども、ある程度もう少し、この暑さと、3キロという目安と、やっぱり子どもたちの、先ほどの最初に戻っちゃいますけども、家での時間の過ごし方、メディアコントロールのことだって、先ほど言ったように、帰ったらぐったりしちゃって寝ちゃってとかね、そういう子どもたちを見ると、1年生、2年生、3年生ぐらいの子どもたちはやっぱり大変だなと思ってるんですよ。3キロ歩けっていったら、北条小学校から3キロっていったら、松神ですよ、松神。下神過ぎちゃってますよ。それを距離だけで歩けて、スクールバスは駄目です、歩きなさいって、路線バスを使っとる子、ほかのスクールバスの子と、ちょっと差が激しいじゃないかなと。

松本課長、逆に言えば、3キロっていう目安としたら、路線バスがあるから路線バスを使えますけど、下神や松神の子に歩きなさいって言えますかっていう話になっちゃうんで、キロで回答されるのは、ちょっと今の時代、現実的じゃないと思う。もうちょっといろいろ検討して、キロは一つの目安だけど、いろいろ検討した中でっていう回答だったらいいですけど、この回答を見ると、何か距離でもう強引に保護者さん

を納得させようという感じになっちゃってるので、やっぱりもうちょっと子どもたちの現状とか、生活とか、この高温をしっかりと考えて回答してあげたい、してあげてほしいと思います。以上です。

○齊尾委員長

松本課長。

○松本教育総務課長

分かりました。最後の話は、何か、整備の話じゃなくて、キロでの回答ではないというところになってしまってるので、そこについては検討させていただきます。

○齊尾委員長

よろしいですか。

○前田委員

はい。

○齊尾委員長

ほかにございますでしょうか。ないようでございますので……（「ごめんなさい、1つだけ」と呼ぶ者あり）

永田委員。

○永田副委員長

別の議題だということで飛びましたけども、北条中学校の部室棟のガラスということで、子どもたちが暴れて割るガラスのことまで学校のほうで手当てはというところの回答だったかなとは思ってるんですけども、現場を見たときに、ちょっと、やたらと大きな窓がついとるということで、割れたときに怖いなどというのは思ったんですね。変な話、取替えとかではなく、割れたときの飛散防止の、例えばテープなりなんなりで対応するとか、そういった簡易のものでいいので、手当てされたほうがリスク軽減になっていいのかなと思いましたので、ちょっと提案だけさせていただきます。以上です。

○齊尾委員長

松本課長。

○松本教育総務課長

こちらにつきましては、きちんと気をつけて使っていただくというのが原則かなというふうには考えておりますが、壊れたりしていく部分については、また違う素材のものにするなりというのは、また検討させてもらいたいと思います。以上です。

○齊尾委員長

ほかにございますか。

ないようでございますので、所管事務調査について終了したいと思います。

課長は退室していただいて結構です。

暫時休憩。

(09:54) 【松本教育総務課長 退室】

(09:54~09:58) 【休憩】

(09:58) 【小澤総務課長、前田町民課長、前田健康推進課長 入室】

4 付託議案の審査

○齊尾委員長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

日程4の付託議案の審査に入ります。

最初に、議案第32号、北栄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑をしていただきます。質疑を求めます。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

それでは、次に、議案第33号、北栄町行政手続における特定の個人を識別するため

の番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑をお願いいたします。ございませんか。

長谷川委員。

○長谷川委員

個人が特定できない人に番号をつけるとかっていうような説明に解釈したんですけども、どんな場合が想定されるんでしょうか。

○斉尾委員長

小澤課長。

○小澤総務課長

個人を特定しない方ではなくて、北栄町に住所がない方で、例えば琴浦町の方が北栄町に土地を持つとられるという場合、北栄町には住民登録がないですよ。そういった、琴浦町のAさんというのが北栄町の土地を持つとられて、そこに税金をかけないといけないので、そういった方をAさんですということでは登録する方を住登外者っていうて、住所のない方に個人の番号をつけて管理するということをや住登外者っていうてますが、その住登外者をマイナンバーできちっと管理、今までも管理してるんですけど、きちっとこのマイナンバーの条例に位置づけをするという、このシステムの標準化できっちりそういったことが全国的にできるようになったんで、条例でもきちっと定めましょうということで、そういった住登外の方の個人情報を利用していきますよということを、今回条例できちっと定めさせてもらったものであります。だから、北栄町に住所がないけど、例えば税金をかけなくてはならないので、そういったAさんというのはきちっと登録して管理していきますということですね。

○斉尾委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

その登録する番号っていうのは、さっき言われた、琴浦町とすれば、琴浦町の方の個人番号を北栄町でも登録するということか。

○斉尾委員長

小澤課長。

○小澤総務課長

おっしゃるとおりです。

○斉尾委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

そうすると、個人番号の利用の範囲がその分広がってくるという理解でよろしいですかね。

○斉尾委員長

小澤課長。

○小澤総務課長

そういうことですね、はい。

○長谷川委員

以上です。

○斉尾委員長

よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

ないようでございますので、質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第34号、北栄町防災行政無線連絡施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を求めます。ございませんかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、質疑を打ち切ります。

次に、議案第35号、北栄町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を求めます。

永田委員。

○永田副委員長

ちょっと伺ってみようと思うのは、このことでこれまでトラブル等があって、対処が大変だった等があったという事例等は、どんなものでしょうか、あったでしょうか。

○斉尾委員長

小澤課長。

○小澤総務課長

ありません。これは災害で亡くなられた方の残された遺族の方に払うんですけど、そういう災害が今までなかったということで、ないです、はい。

○斉尾委員長

永田委員。よろしいですか。

○永田副委員長

いいです。

○斉尾委員長

ほかにございますでしょうか。

ないようでございますので、質疑を打ち切ります。

次に、議案第36号、北栄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を求めます。

長谷川委員。

○長谷川委員

随分前から子ども・子育て支援金のことは言われているのはうっすらと記憶があるんですけども、こども家庭庁ですかね、ができた後に、この国保の中に子ども・子育て支援金をもう一つ設けて、それを財源として子ども・子育ての施策をやっていくということだと思ってるんですけども、この支援金のことなんですけど、所得段階別に大体どのくらいになるんだよということが、その指標が示されてないので、そういうものは示せないんですか。

○斉尾委員長

前田町民課長。

○前田町民課長

パターンごとになってくるかと思うんですけども、その階層ごとといいますか、所得、家庭それぞれの要件があったりしますので、今段階でちょっとシステムのほうの整備ができてない状況ですので、ちょっと細かな算定というのはできないんですけども、ちょっとまだそこまでの段階に至ってないんですけども、お時間いただければ出せるのではないかなというふうには思いますが、そうはいつでも、ですね、はい。

先ほども言いましたけど、パターンごとがありますので、それぞれのことによって違ってきますので、今段階ではちょっと積算は難しいなというふうに思います。

○斉尾委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

私が出てる資料では、かなり前、2024年の4月頃の情報なんですけれども、こども家庭庁に試算を求めて、概略なんで、それぞれの自治体の税率やら何なりでいろいろ、きっちりした数字にはならないんですけども、年収200万円で国保の場合だと、一人700円とか、均等割と世帯平等割があるんですよ。そこのところ、あるんですけども、国保の加入者だと大体700円、被用者保険のほうだと350円っちゃうことで約半分ぐらいになると。400万円だと、国保が1,600円で、これ月額ですけどね、被用者

保険のほうは650円というふうに、これはもう、もっと2倍以上になるんですけども、国保が非常に、それはなぜかっていうと、恐らく労使折半という部分がないので、被用者保険には雇用者のほうが半分持つということになってますから、それがないので国保の場合はそうなるんだろうとは思いますが、この前も前田健康推進課長のほうにお聞きしたときには、令和9年度以降は恐らく被保険者負担を引き上げざるを得ないだろうっていうようなニュアンスの御回答だったと思うんですけども、そういう指標もぜひ示していただきたいなと思いますし、実際そういう、私が今思ってるっていうことは、大まかに言って、間違っていないのかどうか、そこら辺をお聞きしたいんですけど。

○齊尾委員長

前田課長。

○前田町民課長

健康推進課長のほうに回答させます。

○齊尾委員長

前田健康推進課長。

○前田健康推進課長

子ども・子育て支援金は、先ほど前田町民課長のほうから伝えたとおり、人の年収によって左右はされます。ただ、こども家庭庁の資料による国民健康保険のほうの試算では、令和8年度は大体250円、それから令和9年度、こちら月額ですけども、9年度が300円、10年度が400円ということで試算はしております。ただ、先ほど申し上げたように、世帯の状況とか、あと年収の状況によって幅が広がりますので、これがひとしく皆さんにこの金額がかかるというものではなくて、それによって幅が出るというものになります。以上です。

○齊尾委員長

よろしいですか。

○長谷川委員

結構です。

○齊尾委員長

ほかにございますでしょうか。（「すみません、よろしいでしょうか」と呼ぶ者あり）

小澤課長。

○小澤総務課長

議案33号のところの説明で、ちょっと誤解を招く説明を、ちょっと誤った説明したんで、ちょっと訂正させていただきたいです。住登外の説明で……。

○齊尾委員長

ちょっと待ってください。修正ですか。訂正ですか。

○小澤総務課長

修正、訂正させてください。

○齊尾委員長

では、議案第33号についての訂正を許可します。

○小澤総務課長

先ほど、住登外の説明で、例えとして、固定資産の住所がない方の管理をするということで住登外の説明をしたんですけど、それは住登外がそういったものだということの説明でした。ただ、ここで定める個人情報事務の中には、その固定資産事務は含まれておりませんので、例えば住登外の説明はそれでしたんですけど、取り扱う事務としては、条例のほうで定めてありますけど、特別医療の助成事業ですとか、介護保険関係の事業ですとか、要は介護保険だと、住登外といって施設に入っとられて、そこに住所はあるけど北栄町のほうで介護保険は適用するとか、そういった形の事務で使っておりますので、ちょっと固定資産の事務では使っておりませんので、ちよっ

とそこが誤解を与える説明してしまいましたので、訂正をさせていただきたいと思
います。すいませんでした。

○手嶋局長

皆さんに訂正、今の訂正っていうか、取消し、説明の取消しでよろしかったかど
うか、確認をして、よろしければ、質問者は長谷川委員なので、長谷川委員に問うてく
ださい。

○斉尾委員長

今、先ほど、総務課長のほうより訂正の申立てがございました。これにつきまし
て、許可することにつきまして、皆さんのほうから御意見、許可してもよろしいでし
ょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○斉尾委員長

許可いたします。

先ほど修正の申出がありまして、それについての修正がございました。これについ
て、皆さんのほうから何かございますでしょうか。

長谷川委員、よろしいでしょうか。

○長谷川委員

じゃあ、1つだけ。

○斉尾委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

具体的に、どういう項目が新たにこの条例によって加わってくるのか、ちょっと質
問の仕方が合ってるかどうか分かりませんが、その辺をお聞きしたいと思います。

○斉尾委員長

小澤課長。

○小澤総務課長

今回新たに事務が変わったものではなくて、きちっとこの条例に、この事務でど
この機関、町の、町なのか、教育委員会なのかが、どういった事務で個人情報を利用し
ますということをきちっと、住登外の方のマイナンバーも使っていきますということ
をきちっと条例に定めたもので、これは今までも実際には使っていたもので、きち
っと条例に、全国的にシステムの標準化に伴ってきちっと位置づけましょうというこ
とで今回したものであって、事務的には新たにしたとかっていうことではなくて、条例
にきちっと位置づけさせたものであります。特に、特段、だけえ、今までの仕様とは
全く変わってないですけど、条例にきちっと位置づけたということでございます。

○斉尾委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

ということは、今回の条例の目的は、北栄町に住所のない方の個人情報を、標準化
されてる20項目でしたっけ、使えるようにするための条例改正という理解でいいんで
すかね。

○斉尾委員長

小澤課長。

○小澤総務課長

実際には今までも使ってます。それをきちっと、その標準化に伴って、国のほうか
ら条例を整理するようということがあったので、今回させてもらってるものであり
ます。新たに変わったものではなくて、きちっとこういう条例に位置づけたというも
のであります。

○斉尾委員長

よろしいですか。

○長谷川委員

はい。

○斉尾委員長

それでは、元に戻りまして、議案第36号について、再度皆様のほうから質疑はございますでしょうか。

それでは、私のほうから質問をしたいと思いますので、司会進行を代わりたいと思います。質問をさせていただきたいと思います。

○永田副委員長

では、斉尾委員、お願いします。

○斉尾委員長

この子ども・子育て支援金の使い道ってところが、少しだけ説明がございましたので、その説明の中で、全部説明ではなくて、等というところ、などという形での説明がございましたので、具体的にどういうことに使われるのかというところを説明していただきたいと思います。

○永田副委員長

前田課長。

○前田町民課長

前の画面を御覧いただければと思うんですけども（モニターに説明資料を映して説明）、全員協議会の際に健康推進課長のほうが説明いたしました。資料のところに、子育て支援金に充てられる事業について等ということ、今、斉尾委員のほうからありましたけども、等の部分については、そのほかですけども、具体的な給付の例ということで申し上げますと、児童手当の拡充、それから育児時短休業給付に係るもの、それから育児期間中の国民年金保険料免除、妊婦のための支給・給付、それから出生後休業支援給付、それから最後に、こども誰でも通園制度に係る給付が対象になってきます。全員協議会の際には、左側の上2つ（児童手当の拡充、育児時短就業給付）、それから右側の上段の部分（妊婦のための支援給付）についての説明がありましたけども、そのほか3点、等というところで追加、追加というか、その他の給付例があります。

○永田副委員長

斉尾委員。

○斉尾委員長

これらのこの国保税、これを令和8年度はそのまま据置きということですけども、令和9年度、10年度、段階的に上げていく、こういうことについて、今説明があった内容について、その上がった部分が使われるということの理解でよろしいですね。

○永田副委員長

前田課長。

○前田町民課長

そのとおりでございます。

○永田副委員長

斉尾委員。

○斉尾委員長

これについては、新たな取組なので、それなりの費用が必要だろうということで、そういう国民健康保険税の中から活用されるということで、一定の理解はできるかなと思います、子育て支援という部分でね。ですけど、町民の皆さんに説明するときに、国民健康保険税が上がるんだよという説明をしていく中で、理解が得られるのかなという気がしています。ということで、令和8年度については据置きであると、ですけど令和9年、10年からは段階で上がっていく、令和10年以降は説明だと上がらないというふうに聞いてますんで、そのままいくということだったので、その辺についての啓蒙、しっかりとやっていかないと、やっぱりそれなりに苦情が来ると、言い方

はおかしいですけど、何かあるんじゃないかなと思いますので、しっかりと説明をしていって、町民の皆さんに理解していただくような取組も必要かなと思いますけど、これについてはどういうふうに考えておられますか。

○永田副委員長

前田町民課長。

○前田町民課長

今おっしゃられるように、今後、保険税のほうも上げざるを得ない状況が出てくるかもしれませんけども、その辺はしっかりと説明をしていきたいと思います。

○斉尾委員長

すいません、ちょっと4回目になっちゃうんですけど。

○永田副委員長

斉尾委員。

○斉尾委員長

具体的にどういう方法で町民さんに理解をしていただくというようなことはまだ考えてはおられないですかね。

○永田副委員長

前田町民課長。

○前田町民課長

健康推進課長のほうから説明させます。

○永田副委員長

前田健康推進課長。

○前田健康推進課長

まずは町報等でお知らせするとともに、あと、いろんな通知とか、国保税を発送するときに、こういう子ども・子育て支援金が始まりますとかというところと一緒に合わせて通知していくとかってというような方法を考えていきたいと思っております。

○斉尾委員長

結構です。

○永田副委員長

では、お返しいたします。

○斉尾委員長

議案第36号について、皆さんのほうからさらなる質疑がございましたら求めますけども、いかがでしょうか。（なし）

では、36号については、以上で質疑を終了いたします。

続きまして、議案第41号について、質疑を求めます。

前田委員。

○前田委員

今までやってこられなかったということですけども、これって、個人さんのいろんな事情で、いろいろ異動だとかがあるときに、毎年のようにこれを今後は出されていくということですかね。

○斉尾委員長

小澤課長。

○小澤総務課長

お答えします。あくまでこの定数条例、上限ですので、今回は特に教育委員会の部分につきましては、今の育休中を含めたところ、5人今いるんですけど、それを含めたところで設定させていただきましたので、あくまで上限なんで、それ以外であればこうやって条例改正を提案することはないと思います。

また、あわせて、一般、町長部局のほうをその分落としたんですけど、その落とした数字も、今、育休を含めて、それが全員復帰しても、復帰したらちよほどの数字なので、ある程度そういった育休の枠といいますか、休んでる職員がいますので、一、

二名その異動があってもこの上限を超えることがなければ提案はしませんけど、こういった上限を超えるときには提案することになってくると思います。

○前田委員

分かりました。

○齊尾委員長

ほかに質疑はございますか。

ないようでございますので、質疑を打ち切りたいと思います。

以上で執行部の皆さんは退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩をしたいと思います。

(10:25) 【小澤総務課長、前田町民課長、前田健康推進課長 退室】

(10:25~10:39) 【休憩】

○齊尾委員長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

最初に、議案第32号に対する討論を求めます。討論のある方。（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、討論がございませんので、採決に入りたいと思います。

議案第32号に対して、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手（6人）〕

○齊尾委員長

6人ということで、全会一致ということで可決（すべきものと決定）されました。

次に、議案第33号についての討論を求めます。

長谷川委員。

○長谷川委員

私は反対の立場で簡単に討論をさせていただきます。

本案は、マイナンバーの利用事務を拡大し、あらゆる情報をマイナンバーにひもづけようとするものであります。民間事業者は、利用者本人の同意があれば、マイナポータル上の個人情報を取得でき、マイナポータルAPIの利用範囲も、監督省庁の判断で国会審議を経ずに拡大できます。包括的同意であるなど、本人同意の在り方にも問題があり、利用事務の拡大は認められませんので、以上の理由により、反対をするものであります。

○齊尾委員長

次に、賛成の方の討論を求めます。（なし）

ほかに討論はございますでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

討論がございませんので、採決に移りたいと思います。

議案第33号に対して、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手（5人）〕

○齊尾委員長

賛成多数でございます。議案第33号については、委員会としては可決（すべきもの）ということで決しました。

次に、議案第34号についての討論を求めます。（「なし」と呼ぶ者あり）

討論がございませんので、採決に移ります。

議案第34号について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手（6人）〕

○齊尾委員長

全会一致ということで可決（すべきものと決定）いたしました。

次に、議案第35号に対する討論を求めます。ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、討論がございませんので、採決に移ります。

議案第35号に対して、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手（6人）〕

○斉尾委員長

全会一致で可決（すべきものと決定）いたしました。

次に、議案第36号に対して討論のある方、お願いいたします。

長谷川委員。

○長谷川委員

私は、（議案第）36号、北栄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

本案は、2026年度から創設される子ども・子育て支援金制度に対応するため、国民健康保険税の税率改正を行うものです。背景にあるのは、公的医療保険税に上乘せする児童手当の拡充、妊娠中、育休中の支援など、子ども・子育て支援金制度に必要な財源を、社会保障の削減と国民負担によって確保するという問題であります。しかも労使折半のない国民健康保険加入者は、会社員などの加入する被用者保険と比べると、同じ収入でも2倍ほど高くなるのではないかと見られています。また、この改定では、課税限度額も、66万円から67万円に引き上げられます。国保加入者は、高過ぎる国保税の引下げなど、耐え難い負担の軽減を求めています。したがって、国に対して支援金制度の撤回を求め、子育て支援の充実は、国民の負担増で進めるのではなく、社会保障予算の拡充で進めるよう求めるべきであります。以上の理由で本案に反対をいたします。

○斉尾委員長

次に、賛成の方の討論を求めます。

ほかに討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、議案第36号の採決に移ります。

議案第36号について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手（5人）〕

○斉尾委員長

賛成5名ということで、可決（すべきものと決定）いたしました。

次に、議案第41号、北栄町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、討論のある方の挙手を求めます。討論はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

討論がありませんので、採決に移ります。

議案第41号について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手（6人）〕

○斉尾委員長

全会一致ということで可決（すべきものと決定）いたしました。

以上で付託議案の審査を終わります。

暫時休憩。

（10：46～10：47）【休憩】

○斉尾委員長

休憩前に引き続き再開いたします。

それでは、総務教育常任委員会審査報告書（案）が皆様のお手元に届いておると思いますので、これの内容について皆様にお諮りしたいと思います。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、北栄町議会会議規則第77条の規定により報告しますということで、1、付託年月日、令和8年3月9日、2、審査の経過、令和8年3月11日委員会審査、3、審査の結果ということで、この四角囲いの中の事件の番号、議案第32号から41号まで、件名が書いてございます。そ

の一番右の端に、審査の結果ということで、可決ということの記入で報告したいと思いますが……（「原案可決です」と呼ぶ者あり）原案可決ということで報告したいと思いますが、皆様の御意見を賜りたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○齊尾委員長

よろしいですか。異議なしということでございますので、そのとおりに報告させていただきます。

5 陳情の審査

(1) [令和7年度陳情第11号]臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情

○齊尾委員長

それでは、日程に戻りまして、陳情の審査について皆さんにお諮りいたします。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

(1)令和7年陳情第11号、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情ということで、別紙がついておりますから、これについて、審査、皆さんのほうから御意見をいただきたいと思ひます。

長谷川委員。

○長谷川委員

これは、何年だったかな、おとしぐらいですかね。

○手嶋局長

はい。2ページ目を見ていただいたら、これまでの経過が。

○長谷川委員

これね令和4年の9月で不採択にしてるんですね。

中身はほとんど同じような感じに思えるんですけども、一々字句を比較してはおりませんけれども。私は、この方は環境整備っていう言い方をされてるんですけど、結局国際的な潮流に後れを取っているという言い方もされてるんで、それは資料の中にあるように、ヨーロッパの国などが法律を制定してるということを上げられてるんですけども、日本ももう既に1997年に施行されて、一部改正も行われたりしておりますし、そこで臓器の売買は禁止というふうになっておりますんで、だから海外へ渡航してそういう手術をするということについても売買ということでやられれば認めていないものというふうに解釈できるんじゃないかなと思ひますし、あと、具体的な環境整備の中身はないんで、これは十分とは今の法律も、環境整備という言い方されてますけども、その点についても必ずしも十分とは言えないのかもしれないんですけども、具体的などがどうということはないので、今のままでも対応できるのかなというふうに思っております。だから特に意見書を送るということはしなくていいんじゃないかなというふうに私は思ひます。以上です。

○齊尾委員長

ほかに御意見はございますでしょうか。

前田委員。

○前田委員

令和4年9月のものと一緒で、全く根拠がよく分からない。なので、このときに不採択もしてますし、たしか不採択だったはずなので、不採択（反対）で。意見というか、意見ではないですけど。

○齊尾委員長

ほかになければ、お諮りしてよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）最初に、継続審査の方の挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

○齊尾委員長

次に、採択（することに賛成）の方の挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

○齊尾委員長

それでは、最後に不採択（とすることに賛成）の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手（6人）〕

○齊尾委員長

全会一致で不採択（とすべきもの）ということに決しました。

措置につきましては……（「委員会意見を付してもらわないけんので」と呼ぶ者あり）最初にね。

委員会意見について、皆様にお諮りいたします。

前田委員。

○前田委員

書いてあるとおりでね、変わってないので、それを。既に法整備をされているため

○齊尾委員長

今、前田委員のほうから、既に法整備をされているためでいいではないかという御意見でございますが、皆様のほうからそれについていかがでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○齊尾委員長

では、そういうことにさせていただきます。

次に、措置でございますけども、不採択でございますので、措置はなしということで決したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

（２）〔陳情第1号〕非核三原則の堅持を求める意見書の提出についての陳情

○齊尾委員長

次に、陳情第1号、非核三原則の堅持を求める意見書の提出についての陳情について、皆様から御意見を賜ります。

御意見のある方、お願いいたします。

長谷川委員。

○長谷川委員

この陳情の原因という趣旨の中にも最後のほうにありますけれども、やっぱり日本は唯一の被爆国でありますし、そういう中で今いろいろ世界中が軍拡のそういう波にのみ込まれるような、そんな状況はありますけれども、やっぱり唯一の被爆国として核兵器による悲惨な状況を経験した国としては、非核三原則はやっぱり堅持をして、安心して国民が生活できるような世界を実現するために今頑張らなきゃいけないんじゃないかなというふうに思いますので、採択がいいのではないかなというふうに思っております。

○齊尾委員長

すみません、不採択ですか。

○長谷川委員

採択。不ではありません。これ言いにくいよね。

○齊尾委員長

ほかにごございますでしょうか。

前田委員。

○前田委員

ちょっとこれ非常に悩んだんですが、まず三原則、持たず、造らず、持ち込ませずで、持たず、造らずはいいんですけど、持ち込ませずとって原発の潜水艦だとかいろんなんは入れなくしてます。装着してなければ入れるんですけど、核を搭載した場合は入れないとなっていて、いつまでもそれが通用するのかな、核の傘の中に入っててというのもあったんでちょっと悩んだというのが一つと、もう一つ悩んだのは、ちょっと規模が、このことに関しては規模が町単位で出すべきなのかなという、審議すべきことかなとも思ったんです。ただ、やっぱり核ということになると町民に当然影響する内容になるので、やっぱり採択、不採択はしっかりしないといけないなと思っていました。最初考えたんですけど、先ほど長谷川委員が言われたとおりで、唯一の被爆国であります。いろいろ議論されていくかもしれませんが、国としては、私のスタンスは、今の時点では当然堅持すべきというスタンスですので、これは私はやっぱり採択（に賛成）の立場での発言です。

○斉尾委員長

ほかに皆様の御意見を賜りたいと思います。

永田委員。

○永田副委員長

こちらは基本的に先ほどの長谷川委員、前田委員と同じくはなるんですが、反対か賛成かと言われれば、自分は棄権をしたいということで考えておりますが、棄権というものはないんですね。（「ない」と呼ぶ者あり）

そうしますと、採択（に賛成）の立場のほうで発言をいたします。従前のおり、採択すべき大事な、平和を守るべき礎になるものだと思っております、非核三原則。採択して、ぜひそういったものにかじを切らないようにしてほしいというふうに思われます。

不採択を少し悩んだ理由につきましては、意見書の内容そのものが執行部、現行の内閣等を批判的にするような内容が強く出ており、非核三原則が問題なのではなくて政府・政権を攻撃するようなふうに見える、そこだけがどうも納得がいかないということがありまして、この意見書をそのまま採択ということであればできれば採択（に賛成）はしたくないが、棄権寄りの採択（賛成）ということで発言をさせていただきます。以上です。

○斉尾委員長

ほかに御意見はありますか。

秋山委員。

○秋山委員

結論は不採択（反対）。理由は、この持たず、造らず、持ち込ませずという非核三原則の持たず、造らずというのはそのとおりだと思いますけども、持ち込ませずというのは今の世界情勢においてこれが通用するかといったら、相手のすることは制限できんわけだからというのと、それから今これは実質的には持ち込ませずっていうのは、例えば艦船だとか飛行機に載せて日本を通過するものについてはどう判断するのか、その辺のところの確認なんかを取れんし、法的にどうこうと定めてあるわけじゃない、そういうことも考えて不採択（反対）。

○斉尾委員長

ほかにございますか。

河本委員。

○河本委員

意見はいろいろあると思います。議論することはすごくいいことだと思いますけど、立場の表明としては僕は採択（することに賛成）というふうに思っております。どっちの意見もあるということ承知の上で、立場を明らかにするということで、採択でいいと思います。

○斉尾委員長

ほかにございますか。

ないようでございますので、採決に移らせていただいてよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、最初に、この陳情第1号について、継続審査を求めたいという方おられますか。

〔挙手なし〕

○斉尾委員長

なし。

それでは、採択（することに賛成）の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手（5人）〕

○斉尾委員長

5名。結構でございます。

念のために不採択（とすることに賛成）の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手（1人）〕

○斉尾委員長

1名。ありがとうございます。

陳情第1号については、採択（すべきもの）ということで決めます。

採択ということでございます。次に、委員会の意見ということも皆様にお諮りいたします。提出するかどうかは別としまして、どのような意見をつけて……（「委員会意見なんで、意見書とは違います」「違うんです。委員会として」「採択した理由みたいな感じ」「理由です」と呼ぶ者あり）

では、委員会意見を皆様にお諮りしたいと思います。

長谷川委員。

○長谷川委員

私が先ほど言ったように、一番、11ページですね、陳情の原因と書いてありますけれども、その一番下の段2行を初めからで、日本は唯一の被爆国であり、人々が戦争による恐怖や欠乏から逃れ、安全で安心して生活できる世界の実現を求めるといふことでどうでしょうか。

○斉尾委員長

それでは、定例会のほうで提出していただいております、陳情の内容、11ページの下から2行目の日本は唯一の被爆国、人々が戦争による恐怖や欠乏から逃れ、安全で安心して生活できる世界の実現のため、という御意見でございます。それにつきまして、皆様のほうから御意見を賜りたいと思っております。

ほかにないようでございましたら、その内容で委員会の意見としたいと思っておりますが、いかがですか。

○手嶋局長

確認させていただいていいでしょうか。日本は唯一の被爆国であり、人々が戦争による恐怖や欠乏から逃れ、安全で安心して生活ができる世界の実現のためでよろしいでしょうか。先ほど委員長、日本は唯一の被爆国で丸で閉じられてしまわれとったんですけど、「であり」を入れさせてもらったんですが。

○斉尾委員長

今、局長が言われた内容について、皆さんのほうからこれでいいかどうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○斉尾委員長

異議なしという御意見でございます。では、そういうことで決したいと思います。

措置でございます。意見書の提出については、ありなしということで。（「あり」と呼ぶ者あり）

ありということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

議案提出方法でございますが、委員会提出ということでよろしいですか。（「は

い」と呼ぶ者あり)

意見書の確認、案について、皆様のお手元にも届いてると思いますけども。

永田委員。

○永田副委員長

先ほど意見を申し述べましたけども、個人的な政権攻撃のようなもの、平和を求める意見について、こういったやはり人をおとしめるような内容が入ってるような前文は削除いただきたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。（「具体的には」と呼ぶ者あり）

意見書案、陳情第1号、非核三原則の堅持を求める意見書、「高市政権で」と始まります。ここからずっと下りまして、「余計におそろしくなった」というところまでを全て割愛。それから、「日本は、かねてより核兵器を「持たず、つくり、持ち込ませず」という非核三原則を堅持してきた。それは、日本が、唯一の被爆国として、戦争の悲惨な経験を知っているからである」を残し、その下、「この発言に対し」4行を割愛というのを提案いたします。いかがでしょうか。

○斉尾委員長

今提案ございました。皆様から今の提案についての御意見を求めます。

長谷川委員。

○長谷川委員

本質的な部分は残してということだろうと思うんで、それでないと賛成できんよということであれば、私はそれでも出さないよりはいいのかなと思いますけど。

○斉尾委員長

ほかに意見がなければ、今の内容でよろしいですか。（「永田委員の内容でということか」と呼ぶ者あり）永田委員の内容で。

前田委員。

○前田委員

削除しても大きな意味が変わるわけではないので、いいと思います。

○斉尾委員長

削除した内容がいいということ。

○前田委員

削除した内容でいいと思います。

○斉尾委員長

皆様から御意見がなければ、今永田委員から提案されました削除した内容で決したいと思いますが、御異議はございませんですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○斉尾委員長

では、決したいと思います。

事務局はいいですかね。

○手嶋局長

はい。じゃあ確認させてください。「日本は、かねてより核兵器を「持たず、つくり、持ち込ませず」という非核三原則を堅持してきた。それは、日本が、唯一の被爆国として、戦争の悲惨な経験を知っているからである。わが鳥取県は、昭和62年、核兵器廃絶平和鳥取県宣言を採択し、「核兵器を廃絶し恒久平和を実現することは、人類共通の悲願であり、鳥取県民の心からの希求である」としている。人類の繁栄や恒久平和、無用な殺戮の防止のため、核兵器を廃絶し、非核三原則を堅持することは、今を生きる人間の果たすべき責任である。ついては、本議会として、政府において、非核三原則を堅持されることを強く求める。以上、地方自治法第99条によって意見書を提出する」という内容でよろしいですね、今の皆さんの。

○斉尾委員長

はい。皆様の御意見がなければ、これで決めます。ありがとうございます。

○手嶋局長

提出先が決まってないので。

○斉尾委員長

提出先については提案がなかったと思いますので、皆様から御意見を賜りたいと思います。

前田委員。

○前田委員

総理大臣と衆参両議長と防衛大臣ですか。何になるんですかね。そこどれが関係しとるかがよく分からん。（発言する者あり）

○斉尾委員長

衆議院・参議院議長、当然必要でしょうし、総理大臣も必要。

○長谷川委員

総理大臣に出せば大体みんな網羅しとるということになるかな。（発言する者あり）

○斉尾委員長

なければ、今上がったところに提出ということで……（「結局はどこですか」と呼ぶ者あり）衆議院、参議院、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、防衛大臣。

○手嶋局長

読み上げます。内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、防衛大臣、衆参両議長ですね。措置としては、政府及び国会に意見書提出という形での措置でよろしいですか、今の形でいくと。（「はい」と呼ぶ者あり）

（3）[陳情第2号]東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情

○斉尾委員長

次に、陳情第2号、東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情ということについて、皆様の御意見を賜りたいと存じます。

永田委員。

○永田副委員長

事のお話が、いわゆる地方議員団の関わることということで、明らかなハラスメントに当たるんだろうと私は思います。こういったことがないようにするべきであろうと私は思います。以上です。

○斉尾委員長

ほかに。

長谷川委員。

○長谷川委員

問題の一つは、この陳情が求めていることは、町職員の思想信条の自由を侵害する行為となるのではないかということです。

それからもう一つは、仮にそうであるとすれば憲法違反であります。そうした行為を議会として町長に求めるということになるわけです。そういうことはしないほうが良いというふうに思っております。

それからもう一つは、この陳情が求める調査は、職員の心の中に踏み込むことになってしまうということでもあります。陳情項目が求める実態調査というのは、先ほど永田委員からもありましたけども、議員から心理的圧力を感じたり断り切れずに講読してる実態の有無を確認するというものです。この調査をやろうとすれば、勧誘されたか、圧力を感じるような勧誘だったかとか、断ったのか、断り切れずに講読したのか等々、講読の有無にとどまらない、職員の内心にまで踏み込んだ調査になりかねませんということです。

質問者は人事権を持つ行政の執行部ということになりますから、職員に政党機関紙の講読の有無を尋ねることだけでも心理的圧力はかかると思われます。さらに、講読の際の心や気持ちの状況まで答えさせる、これは文字どおり思想信条の自由、良心の自由、内心の自由への侵害となるものだと思います。

それからもう一つは、議員の政治活動の自由、職員の思想の自由、憲法が保障する権利であるということですね。職員が機関紙を読むこと、読むかどうかを決めること、これは個人が自由に判断することです。どの政党に限らず、その議員が機関紙を勧めるといことは、政党の政治活動の自由に属することであると。これを自治体や議会を利用して制限、抑制、否定することは、町長でも議会でもやってはならない行為だというふうに私は思っております。

以上の点で、不採択にすべきだというふうに思っております。

○斉尾委員長

ほかに御意見はございますか。

前田委員。

○前田委員

この件に関しては、まず長谷川委員が言われたように北栄町にまずそういう方がおられるのか、また北栄町の職員がそういう訴えというか、そういうことがあるのかなのかということ、これは新宿区の話であって、北栄町の職員に例えば議員等が機関紙を強要したりとか、強要はなくても職員がそういう気持ちになるのかということのちょっと事例を聞いたことがありません。あってからじゃあ遅いっていう考え方もあるとは思いますが、何か北栄町にあまり必要ない陳情ではないかなということも思います。また、あったということがあれば考えないといけないかなとも思いますけども、どうも北栄町としては私は必要ないかなという思いはあります。内容的には当然、永田委員が言われるようにハラスメントだと言われればハラスメントですけども、まず北栄町にそぐうかどうかというところを考えたときに、この陳情は採択する必要はないと思います。

○斉尾委員長

ほかに御意見のある方、お願いいたします。

永田委員。

○永田副委員長

今、長谷川委員、前田委員のお二方のお話をお伺いして、私のほうの意見にもう少し付け加えられることで、派手な調査等までは必要ないとは思いますが、聞いたことがないからということで必要ないだろうというのも少し早急かなと思います。簡易な調査でもいいのでちらっとそういった形で尋ねてみるだけ、だけでもと言うのはちょっと少しあれなんですけど、調査検討してみてもいいのかなとは思いますが、いかがでしょうか。

○斉尾委員長

ほかに皆様の御意見を賜りたいと思います。

河本委員。

○河本委員

そうですね、本町にそぐうのかどうかって考えると、新宿区の実例を持ってきてというのは何か合わないような気もしますが、調査をすれば防止に備えるという意味では反対することもないのかなというふうに、何とも、何かこれを見ると全国的にやってるんだらうなというのは分かりますけども、特に反対することもないのかなという感じで見てます。

○斉尾委員長

ほかに御意見賜りたいと思います。

秋山委員。

○秋山委員

この内容で採択（賛成）というか、それでいいんですけども、これの提出先とかを考えたときにはどうだろうなというので、やっぱりこういうものは表記に出てきてないものもあると思うんですね。採択（賛成）、もちろん採択（賛成）なんですけどね、提出先は慎重に考えたほうがいいと思うんですけどね。これ提出先はどことかかっていうのまで求めてるんですかね、この陳情は。

○齊尾委員長

いいですか。これを採択すると、執行部に調査をお願いするようになると私は思っています。

○秋山委員

なるほどね、分かりました。

○齊尾委員長

長谷川委員、いいですか。

○長谷川委員

同じことを言おうと思ってました。陳情項目見れば大体分かる。私もさっき言ったように、町長に議会から要請するという形になると思いますので、調査をするということ。それ自体が、調査の内容が、さっき言ったように内心の自由を侵したり町職員の心の中まで踏み入ることになると。そもそも、何を読むかなんていうようなことは自由なんで、ただパワハラみたいなことが実際にあったのならね、そこはそれとして見ればいいことであって、勧誘自体を、私は分かりますけど、状況は分かりますけど、私も齊尾委員長もだと思っけど、そんな状況はないと思いますけど、でもそれどうこうというわけにはいきませんもんね、個人のプライバシーになるから。

○齊尾委員長

ほかにございますでしょうか。

ないようでございますので、審査（採決）に入ろうと思います。よろしいでしょうか。

それでは、最初に継続審査を求める方、挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

○齊尾委員長

次に、採択に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手（4人）〕

○齊尾委員長

採択4名。

それでは、念のために不採択（とすることに賛成）の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手（2人）〕

○齊尾委員長

2名。ということで、採択（すべきもの）されました。

次に、委員会の意見ということをお願いいたしますが、先ほど採択（とすることに賛成）された方で意見をまとめていただきたいと存じます。

前田委員。

○前田委員

先ほどですけど、町長、執行部に求めるということですので、そのひな形も何も送られてきてませんので、さっき賛成された委員さん、何を求められるのかということをしっかり考えていただいて、ちょっと作っていただいて、あと委員長が作っていただくというふうにしなないと、ひな形も何もない状態なので、今ここでどうぞと言われても何もできないかなと思うんですけど、なので、ちょっと時間もあれですけど、休憩されるなり何かして作っていただくという、意見をですね。意見いうのは実はこの場でもさっと簡単に作れるとは思いますが、先ほど発言された内容で意見を作られたらいいと思うので、黙っとられずに意見を言っていたらええと思います。

○齊尾委員長

今、前田委員のほうから、採択に賛成の方で意見を作っていただきたいということ、あと休憩なりとかってございましたけども、もし時間を取ってということであれば休憩をさせていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

永田委員。

○永田副委員長

頭の中にこういったことが言いたいというのはあるんですけども、今ぱっとそれを思いつくがままにしゃべっても多分手元に何としゃべったかがちょっと自分のほうに残らないということがありまして、ちょっと少しまとめさせていただければと思います。

○斉尾委員長

それでは、11時50分まで休憩したいと思います。（発言する者あり）なら45分まで休憩をしたいと思います。その間にまとめていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(11:34~11:44) 【休憩】

○斉尾委員長

では、休憩前に引き続き、再開いたします。

永田委員。

○永田副委員長

そうしますと、いろいろと少しかかりましたが以外とあっさり陳情第2号のタイトルの文言を利用しまして「政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関するハラスメントの有無について調査をお願いする」と。では、再度。政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関するハラスメントの有無について調査をお願いする。（「ため」と呼ぶ者あり）ため。いかがでしょうか、調査を依頼する、お願いする、語句等は適当なのはいかがでしょうか。

○斉尾委員長

前田委員。

○前田委員

今のは、委員会意見か。（「委員会意見」「委員会意見ですね」と呼ぶ者あり）

○斉尾委員長

「が必要」で止めたほうがいいのかも。有無に関係ない。

○永田副委員長

有無の調査が必要なため。そうですね。

○斉尾委員長

事務局。

○宇山主事

調査の有無というのは、多分措置というか、採択のときに実際調査をするかどうかという措置のところになると思うんですけど、委員会意見にそれを入れちゃうと、例えば措置としては調査はしないよということになったときにつじつまが合わなくなるかなと思うんですけど。

○永田副委員長

調査の有無ではなくて、勧誘行為に関するハラスメントの有無を調査するため。

○宇山主事

調査することはもう確定になっちゃうということでもいいですか、じゃあ。というところがちょっと気になったので。

○永田副委員長

依頼した上で調査をするかどうかは、執行部のほうで判断という余地を残すのか、議会のほうとして……。

○宇山主事

採択の理由が委員会の意見になるので。

○永田副委員長

ハラスメントの有無の実態把握が必要なためでいかがですか。

○手嶋局長

調査するかせんかを曖昧にするというか、実際調査求めるのであれば今の永田副委員長がおっしゃられたとおりに思うんですけど、これを採択した委員会のまずは理由なので、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関するハラスメント行為を、例えば認め難いためとか認めないためとか、何かそれぐらいにして、先ほど言ったように調査が必要なためにとすると必ず調査させないけんですけれども。北栄町が政党機関紙だとかを職員に販売しとる実態があるならね、調査してくださいとかされたらいいと思うんですけども、ないんですよ、私を感じるのに。なので、採択されたけれども意見書を、意見書をというか、そういう行為をしないでくださいねぐらいにとどめて助言を出そうと思えば、意見書を、調査までさせない。先ほど言ったように調査になると心情的なものであったりとかいろんなものを調査せないけんようになっちゃうので、そうでないようにしましょうって思われるのであれば、今言ったようにハラスメント行為は認め難いですよ、だからこの調査したけれども、調査までは必要ないですよ、気をつけてくださいねという意見だけを付して届けるといっただけだったら、今みたいな理由でないと多分通らんのじゃないでしょうかということです、今宇山が言おうとしたのは。

○永田副委員長

実態把握を実際にしなさいということではない内容にしましょうねというところで……。

○手嶋局長

いや、そこは皆さんが決めることなんですけど。

○斉尾委員長

永田委員。

○永田副委員長

政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関するハラスメント行為を防止するため。いかがでしょうか。（「事実としてハラスメント行為がある前提の下でないと、防止するためって言われてもな」「ただ、もう採決が終わっておりますので」「独り言です」と呼ぶ者あり）予防というのはいかがですか。（「確かに防止だとあること前提のような話」「予防のほうがいいかもしれない」と呼ぶ者あり）阻止か予防か。予防をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○斉尾委員長

永田委員。

○永田副委員長

政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関するハラスメント行為を予防するため。

○斉尾委員長

事務局、いいですか、今の内容で。

皆さん、よろしいですか。

○手嶋局長

控えましたけど。

○斉尾委員長

だから、今の内容で決したいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○斉尾委員長

異議なしと認めます。

前田委員。

○前田委員

ちょっとごめんなさい。ちょっと気になるのは、陳情項目が実態把握と再発防止を求める陳情に対して、今の意見でいいのかということなんです。内容はよく分かりませんが、ここが求めとる陳情はこれ、再発防止と実態把握を求めとるのに対して、今の意見で本当にいいんですかということですけど。いけんとは言いません、それで本当に皆さん大丈夫ですかということをお聞きしときたい。

○斉尾委員長

今の御意見に対して、皆さんから何か、御意見を賜りたいと思います。
司会をちょっと替わりまして、私から意見。

○永田副委員長

斉尾委員。

○斉尾委員長

この陳情は、調査と再発防止、そういうことをやってくれということですが、本町にそういうことがあるかどうか分かってないという前提の下に再発防止について求めるまでは、今の皆さんの話の中では再発防止を求めるというところまでは行き過ぎでないかと、こういう意見がありました。ですので、そのところには触れないで、今の永田委員がしゃべられた内容にまとまったかなと私は皆さんの議論を聞きながらそういう判断をさせていただきました。ということです。

前田委員。

○前田委員

議論のところでちょっと退出しちゃっておりましたので、そういう話も出てこの意見にまとまったんなら、それでと思います。

○斉尾委員長

永田委員。

○永田副委員長

今議論の内容が委員会の意見ということで、この陳情の内容そのものは陳情書のほうが上がっておるために、この陳情書のほうをいわゆる執行部に提出する形になるかということで、その上で、どういった調査をされるのかという話を……。

○斉尾委員長

その前に、措置についてはまだ決まってませんので、提出するかしないかはこれからです。それを踏まえた上で。

永田委員。

○永田副委員長

採択に至った理由について今述べたということで、前田委員おっしゃられるように、それをどう求めるんだということにつきましては、この陳情の内容のものを提出する、あるいはしないということになるかと思っておりますので、採択は採択でよいのかと、採択理由でと思いますが、いかがでしょうか。

○斉尾委員長

前田委員。

○前田委員

分かりました。

○斉尾委員長

ほかに御意見なければ進めたいと思いますけども。今の内容で決したいと思いません。

事務局、よろしく申し上げます。事務局、今の内容でいいですか。

○手嶋局長

政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関するハラスメント行為を予防するためによろしいですね。

○斉尾委員長

次に、措置についてお諮りしたいと思います。意見書の提出について、いかがいたしましょう。

賛成の皆さんの御意見を賜りたいと思います。

ありということによろしいですか。

河本委員。

○河本委員

いまいちよく分かりませんが、措置というのは町長に何か提出するとか、そういうことですね。

○斉尾委員長

まだどこに出すかは決まってませんが、提出するかしないかということをお諮りしております。

ただ、想定されるのは、出すということになったら、執行部だろうなどは思っています。

○永田副委員長

斉尾委員。

○斉尾委員長

進行をちょっと替わりまして、私はね、出さないという多分方法もあると思います。これを定例会でこういうことを諮りました、議論しましたということをお皆さん、全議員に知っていただくことだけでそれなりの効果というか、あるかないか分かりませんよ。あるんだとしたら、皆さんにそれなりの自覚持っていただけるでしょうし、ないとしたらそこまで騒ぎ立てる必要もないという気もしておりますので、その辺も踏まえて、皆さんの御意見を賜ればと思います。

長谷川委員。

○長谷川委員

議会運営の立場でちょっと言わせてください、一言。そもそもね、この陳情項目、全く丸のみで賛成されたわけでしょう。それなのにね、出さないということがあるのかということですよ。それは信義にもとる行為だと思うんですよ。だから、それだったら最初から、もう終わってしまってるけど、趣旨採択にするとかなんとかしてね、そうすれば出さないで済みますよ。だけど、採択してしまったんだから。ただ、あともう一つ手があるとすれば、意見書の内容を作り直すということですよ。でも、そういう意見これまで出てないから、どうされるのかなと、非常に困ったことになってますけど。

○手嶋局長

事務局的な立場も長谷川委員と同じです。この方の陳情内容を、願意といいますけれども、願いを聞き入れて採択されてますんで、その願いを聞いて何にもせんという措置が取り得るのかということ、取れないだろうと思ってます。措置をしないというか、意見書を出さないというのはないような気がしとるんですけども。ちょっと過去にない話なので、ちょっと私も今は頭の整理が追いつきません。

○斉尾委員長

永田委員。

○永田副委員長

申し訳ない、大げさな話をしないほうがいいだろうとは言いつつも、この陳情上がってる文章はそのまま上がってるということで、こちらを例えば執行部のほうに提出させていただいたとて、そういったことのもくろみ自体、議会の判断が予防のためであるというところを意見を付してということですので、そのような、どのような調査内容になるかについてはやはり執行部のほうでしんしゃくいただけるだろうと考えてよいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○斉尾委員長

前田委員。

○前田委員

あくまで陳情もそれこそ実態把握、再発防止を求める陳情ということで出されてるものを採択をしておられるわけであって、なら採択した以上は町にどこまで求めるのか、どういう意見を持って意見書を出して、どういうことを求めるのかというのを出さないと、採択した意味が全くないですよ。議会採択しました、あとは町も何も知りませんじゃあ、採択した意味ないですよ。なので、何かは出さないといけないと僕も思います。ただ、どこまで踏み込むかとかというのは委員会で考えることですけど、何も出さないとというのは私も経験はありませんし、何かは出さないといけない。出さないといけないんじゃないね、今まで経験がないんで、出さないとということもあるかもしれませんが、ちょっと今までそういう経験がないもんですから、何か形としては短くてもいいんですけど、意見書は出したほうがいいんじゃないかなと思います。陳情項目のどこから引っ張り出してちょっと作って——じゃないと町に何を求めるのかということになっちゃいますんで、採択までしとって。

○斉尾委員長

永田委員。

○永田副委員長

この陳情の内容では意見書には当たらないということであれば、意見書の調整が必要かなと。

○手嶋局長

意見書の提出がまずあるかないかをちょっと先に論じてもらえますでしょうか。

○斉尾委員長

意見書の提出についてお諮りいたしたいと思いますので、御意見をいただきますようお願いいたします。

あるということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○斉尾委員長

では、あるということで決めます。

議案提出方法ですけども、これについては委員会提出、あと議員提出ってありますけど、委員会提出でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○斉尾委員長

では、委員会提出ということで決したいと思います。

次に、意見書の確認です。

前田委員。

○前田委員

まだ意見書全くできてないので、確認しようがありませんので、よくあるのは、ここ出すというのが決まったんだったら、よくあるのが後で作っていただいてそれをまた、出すというところまで決まったんだたらちょっと意見書を作っていただいて、それをまた再度確認するという形じゃないと、今日多分、今しても何もできないと思います。以上です。

○斉尾委員長

今、御意見をいただきました。賛成議員の皆さんで後で作って委員長が確認するという御趣旨だと思いますけども。

○前田委員

いや、違います。委員長が確認してでなくて、あとみんなで確認しないとダメだと思いますが、どうでしょうか。

○手嶋局長

例えば13日が終わった後にもう一回総務教育常任委員会を開いて、そこの部分だけ確認をして、これで提出していいですかという形を取っていただくかしていただかん

と、委員会で提出すると決めた以上は全委員さんが委員会提出でこれでいいということ
を認めてもらわんと出せんと思いますが。

○齊尾委員長

今、前田委員、また事務局から提案がありましたように、今度、今13日って言われ
たか。

○手嶋局長

いつできるか分からんですけど、作られる人の……。

○齊尾委員長

また委員会を開かせていただきまして、そこで確認するという御意見でございます。
これについて、皆さんのほうはよろしいですか、そういうことで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○齊尾委員長

異議がございませんので、そういうふうにさせていただきます。
送付先について決めておきますか。御意見をいただきたいと思ひます。
河本委員。

○河本委員

執行部というか、町長じゃないですかね。

○齊尾委員長

町長。町長でいいですか。

町長ということの意見いただきましたけど、よろしいでしょうか。（「はい」と呼
ぶ者あり）

では、意見書については町長に送付するということに決めます。

以上で陳情が終わりました。

(12:10) 【小澤総務課長 入室】

・付託議案第33号についての説明の訂正

○齊尾委員長

ここで総務課長のほうから訂正の申入れがありますので、許可したいと思います。
では、総務課長より訂正がございました。

小澤総務課長。

○小澤総務課長

議案第33号です。個人情報関係の分ですけど、住登外のところで、固定資産税の
事務はちょっと関係ないと私、説明させてもらいましたけど、固定資産税の事務も関
係します。といいますのが、町の条例で定めているのが、まず国のほうで法律があっ
て、大きい法律でこういった事務が使えますというところの中に固定資産も入ってま
す。そういった大きい法律のほうに含まれない町村が独自で利用する事務についてこ
の条例で定めているものであって、住登外に関する個人番号の事務は上のほうの法律
のほうで定められてる事務で使っておりますので、ちょっと私そこを使っていないと言
いましたけど、実際は固定資産税の住登外も使ってるということで流用しております
けど、今回の町の独自利用の分には含まれてないということですので、ちょっと訂正
をさせていただきます。失礼しました。

○齊尾委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

ありません。

○齊尾委員長

よろしいですか。御苦労さまでした。退席していただいて結構です。すみませんで
した。

- 手嶋局長
訂正を認めますでいいですか、委員長。
- 斉尾委員長
訂正を認めます。
じゃあ退席して。

(12:11) 【小澤総務課長 退室】

6 協議事項

(1) 6月定例会の調査項目について

- 斉尾委員長
日程6の協議事項に移ります。
6月定例会の調査項目について、皆さんにお諮りいたします。何かございましたら。
特にないようですので、また後日でも私なり事務局のほうに申し出ていただいたらと存じますので、よろしく願いいたします。

(2) 閉会中の継続調査申し出について

- 斉尾委員長
(2)番、閉会中の継続調査の申し出についてでございます。申出をする、しないというところで、するというところで。イの申出をする場合、調査内容、総務教育常任委員会の所管する事項ということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）
では、そのようにさせていただきます。

(3) その他

- 斉尾委員長
(3)その他。
前田委員。
- 前田委員
先ほど意見書の内容を13日にという話だったんですけど、今日11日ですよ。できられますかというのがあって、私も局長にはお話しさせてもらってますけど、ちょっと早退をする可能性が13日あるので、もしも事務局が16日でも間に合うよということだったら16日にしてもらったほうが。
- 手嶋局長
16日でも間に合いますけど。
- 前田委員
間に合いますか。
- 手嶋局長
はい。御準備される皆さんが。
- 前田委員
13日いいかなと思ったけど、13日ちょっとまずいので。（「意見書は最終日」と呼ぶ者あり）
- 手嶋局長
最終日です、結果的には。16日でも18日でも構いませんけども、準備されるというか、意見書これから作られる皆さんのスケジュール感で。
- 永田副委員長
言い出しっぺって言い方はあれですけども、私のほうで中心で進めさせていただければと思っております。日数は余裕があればあるほどというのはありますんで、16日までにはある程度形を作っておけば、これは16日で、これじゃいけないわいと言われて

た場合に18日の余地があってもいいかと思えますので、18日ではなくて16日で何とかお願いできればと思えますけど。

○斉尾委員長

皆さん、いかがですか。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）
御意見がございませんので、じゃあ、そのようにさせていただきます。

7 その他

○斉尾委員長

それでは、7番、日程のその他、皆さんのほうからございますか。
事務局。

○手嶋局長

特にありません。

8 閉会 (12:14)

○斉尾委員長

それでは、以上をもって総務教育常任委員会を終了いたします。

※この会議録は要点筆記である。

上記会議録の記載が相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

委員長